

圧力容器用圧延鋼板の化学成分の規格値に関する事項

改正規則

鋼船規則 K 編

改正事項

圧力容器用圧延鋼板の化学成分の規格値に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編 3 章表 K3.12 には、JIS G 3115「圧力容器用鋼板」を参考に、圧力容器用圧延鋼板の化学成分の規格値として、各合金元素の含有率の上限値を規定している。

このうち、リン (P) 及び硫黄 (S) の含有率については、これまでの実績を考慮し、2016 年 2 月に、同 JIS 規格に規定される当該元素の上限値の見直しが行われた。

このため、最新の JIS G 3115 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

圧力容器用圧延鋼板の化学成分のうち、P 及び S の含有率の上限値を改めた。

改正条項

鋼船規則 K 編 表 K3.12